

議案第四十七号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「又は十八歳未満」を削り、同項第四号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第三項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 区長は、使用者（公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。）第八条で定める者に限る。第二十七条第三項において同じ。）が第二十四条の規定による所得に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じること

が困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、省令第九条で定める方法により把握し、第二十五条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の所得に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第二条及び令第十六条第一項に定める算定方法により算定した額とすることができ。

第十四条の二中「第十一条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第二十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十一条及び令第十五条第二項」を「第十二条及び令第十六条第二項」に改める。

第二十二条の二第一項中「公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。）第十条」を「省令第十一条」に改める。

第二十三条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第二十五条第一項中「報告」の下に「、第十一条第四項又は第二十七条第三項の規定により把握した所得」を加える。

第二十七条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項中「、第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 区長は、使用者が第一項の規定に該当する場合において第二十四条の規定による所得に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情に

あると認めるときは、第十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、省令第九条で定める方法により把握し、第二十五条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の所得に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第八条第二項及び令第十六条第一項に定める算定方法により算定した額とすることができ。

第二十九条の二第一項中「第二十七条第一項」を「第四項並びに第二十七条第一項及び第三項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項第三号及び第四号の改正規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。

2 第七条第四項第三号及び第四号の改正規定の施行前にされた港区営住宅条例第八条第一項の規定による使用の申込みであって、第七条第四項第三号及び第四号の改正規定の施行の際に同条例第四条の規定による使用の許可を受けていないものに係る使用の許可については、なお従前の例による。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行による公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部改正に伴い、認知症患者等に係る収入申告義務を緩和するほか、住宅確保要配慮者に対

する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行による住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）の一部改正を踏まえ、特に居住の安定を図る必要がある子育て世帯に係る子供の年齢を引き上げるため、本案を提出いたします。